

がいこくじんしめん く おかやまし
外国人市民にも暮らしやすい岡山市をめざして

てい げん しょ だい き
提 言 書 (第 1 期)

Making Okayama City a Better Place to Live
for Both Japanese and Foreign Residents

Proposals

Okayama Foreign Residents Council



おかやまし がいこくじんしめんかいぎ
岡山市外国人市民会議

がいこくじん し みん く おかやまし
外国人市民にも暮らしやすい岡山市をめざして
てい げん しょ だい き
提言書 (第1期)

为冈山市在住外国人市民提供良好生活环境的建议书

외국인시민들도 살기 좋은 오카야마시를 향하여
제언서

Making Okayama City a Better Place to Live
for Both Japanese and Foreign Residents
Proposals

বিদেশী নাগরীকদের জন্যেও সহজে বাস-উপযোগী ওকাইয়ামা শহর গড়ার লক্ষ্যে
বিবিধ প্রস্তাবমালা

Uniendo esfuerzos para hacer de Okayama una ciudad agradable tanto para
japoneses como para Ciudadanos Extranjeros
Propuestas

目

次

はじめに

おかやま し がいこくじん し みんかい き い いん
岡山市外国人市民会議 委員

I 提 言

提言 1

- コミュニケーション支援・言葉のバリアフリー化を推進する 1
- (1) 「行政・生活情報の他言語化」を…！ 1
- (2) 外国人市民向け相談窓口の設置と相談員の配置を…！ 2
- (3) 「日本語および日本社会に関する学習機会」の提供と支援を…！ 3

提言 2

- 居住支援を推進する 4
- (1) 公営住宅について 4
- (2) 民間住宅について 5

提言 3

- 多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進する 6
- (1) 多様性を認め合う多文化共生教育を推進するための指針の策定を…！ 6
- (2) 地域・学校ぐるみで外国人児童生徒や保護者を支える体制を…！ 7
- 外国人市民会議を振り返って… 8

II 会議・活動報告

会議報告

- 第 1 回会議と主な内容 11
- 第 2 回会議と主な内容 12
- 第 3 回会議と主な内容 12
- 第 4 回会議と主な内容 13
- 第 5 回会議と主な内容 13

| | |
|--|----|
| だい かいかいぎ おも ないよう 第6回会議と主な内容 | 14 |
| だい かいかいぎ おも ないよう 第7回会議と主な内容 | 15 |
| だい かいかいぎ おも ないよう 第8回会議と主な内容 | 16 |
| だい かいかいぎ かいぎ こうりゅうかい 第9回会議(オープン会議 & 交流会) | 17 |
| だい かいかいぎ おも ないよう 第10回会議と主な内容 | 17 |
| かいぎ こうりゅうかい かいさいがいよう 「オープン会議 & 交流会」開催概要 | 18 |
| かいぎさんかしゃ いけんようぼう オープン会議参加者からの意見要望 | 19 |
| かつどうほうこく 活動報告 | |
| ちょうないきょうせいしきつ 庁内行政視察 | 20 |
| かわさきしがいこくじんしみんたいひょうしゃかいぎしきつ 川崎市外国人市民代表者会議視察 | 20 |
| ちばしこくさいこうりゅうかぎょうせいしきつ 千葉市国際交流課行政視察 | 20 |
| Ⅲ 資 料 | |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎ し く きのう ず 岡山市外国人市民会議の仕組み・機能(図) | 21 |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎ ちょうさ しんぎ すず かた 岡山市外国人市民会議の調査・審議の進め方について | 22 |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎせつちようこう 岡山市外国人市民会議設置要綱 | 23 |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎうんえいようりょう 岡山市外国人市民会議運営要領 | 25 |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎいんせんにんようりょう 岡山市外国人市民会議委員選任要領 | 26 |
| おかやましがいこくじんしみんかいぎいんせんこういんかいせつちようりょう 岡山市外国人市民会議委員選考委員会設置要領 | 27 |
| がいこくじんとうろくじんこう すい 外国人登録人口などの推移 | 28 |
| おかやましがいこくじんこくせきべつじんこうひょう 岡山市外国人国籍別人口表 | 29 |
| おかやましがいこくじんだんじょべつじんこうひょう しよべつ 岡山市外国人男女別人口表(支所別) | 30 |
| おかやましがいこくじんこくせきひょう しよべつじょうい 岡山市外国人国籍表(支所別上位) | 31 |
| たぶんかきょうせい きょういく すいしん かん ししん さくていじょうきょう 多文化共生・教育の推進に関する指針の策定状況 | 32 |

はじめに

私たち第1期外国人市民会議委員8名は、2005年2月13日から2007年2月12日までの2年間、岡山市に在住するすべての外国人市民の代表として、「行政と協働で岡山市の国際化を進めよう…!」をスローガンに、「言葉」「住宅」「教育」といった観点で協議・活動を進めてきました。これまでの2年間にわたる調査審議の中では、「外国人市民にとって特権にならない提言」といった点に考慮しながら意見を集約してきた結果、24項目を具体的提言として取りまとめました。

近年、日本における外国人市民の人口は急増し、200万人を超えました。日本の外国人市民の構成をみていきますと、1970年代までは日本の外国人市民の大多数は在日韓国・朝鮮籍住民でしたが、1980年代以降は、グローバリゼーションの進展、インドシナ難民の受入れ、留学生受入れ10万人計画、さらに1990年以降は、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」改正による日系ブラジル人の増加やアジアの国々からの研修生・技能実習生の受入れなど、いわゆる「ニューカマー」の人口の伸びが著しく増加するとともに多国籍化も進んでいます。こうした中で「ニューカマー」の国際結婚、就職というかたちで定住化も進んでいます。また今後は、少子高齢社会の到来を背景に外国人労働力の受入れが進む可能性もあり、外国人市民のさらなる増加が予想されています。

このような、外国人市民の増加と定住化の進展の中にあつて、日本における外国人市民を取り巻く環境は多岐にわたる生活上の問題をはじめ数多くの困難を抱えるなど、日本人市民以上の課題を抱えています。日本は、1980年前後に「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」に批准、加入したことによって、社会保障の分野を中心に「内外人平等」が一定程度は実現したものの、外国人市民も地域に暮らす住民であり、地域の生活者であるという視点が、日本社会には欠けているように思います。

一方、岡山市における外国人市民も同様に増加傾向がみられ、現在の外国人市民の人口は9,300人に達し、その人数は岡山県下に暮らす外国人市民の約半数を占めています。こうしたことから、岡山市も、多様な文化を持つ外国籍の住民が暮らしている地域社会といえます。このように今日のコミュニティは、日本人市民だけでなく、外国人市民によって構成されているという意識の醸成が求められており、行政は、外国人市民への施策を総合的に行うとともに、地域社会の一員として地域参画ができるよう仕組みづくりを行い、地域社会における多文化共生社会の早期実現を図る必要性が増しています。

市は、市民に最も身近な自治体として、外国人市民が地域社会に受け入れられるように施策を推進する責務があります。このため、市が多文化共生の推進の担い手として果たす役割は大きく、最も重要な主体として位置づけられます。

今回の提言の方向は、多文化共生のまちづくり推進の視点や外国人市民の人権尊重の視点だけでなく、世界に開かれた政令指定都市を目指す岡山市の政策にも合致するものと期待しています。提言の趣旨に十分ご理解をいただき、外国人市民が抱える課題の解決に向けて、この提言をもとに市政に反映して下さるようお願いいたします。

最後に、私たち第1期外国人市民会議委員8名は、外国人市民の外国人市民会議に寄せる期待にこたえるため、具体的提言を取りまとめ提出した者として、今後も多文化共生社会の一日も早い実現に向け、外国人市民会議へのサポートや諸活動を通じて、岡山市と共に努力してまいりたいと考えています。

2007年2月

岡山市外国人市民会議
委員一同

おかやましがいこくじんしみんかいぎ いいん
岡山市外国人市民会議 委員

【氏 名】 【国 籍】

ジャンジュア ナジマ

カナダ

金 料 哲

韓 国

全 円 子

韓 国

尹 相 根 (委員長)

韓 国

陸 璐

中 国

ベネガス アルバロ (副委員長)

チ リ

マハムド ザヒド

バングラデシュ

ファースト トーマス

米 国

国籍はアイウエオ順による。
同一国籍の場合は、氏名のアイウエオ順による。



I ^{てい}提 ^{げん}言

【背景】

岡山市の外国人登録者のうち、特別永住者をのぞいた日本語を母語としない外国人市民の人口は、現在6,000人を超えています。さらに、この傾向は増加傾向にあります。この日本語を母語としない外国人市民は、日常生活において、近隣住民とのコミュニケーションが図れなかったり、各種行政サービスの利用や市民としての義務の履行に必要な情報が得られない場合もあります。

このため、近隣住民との間で誤解が生じ軌離に発展する場合や適切な行政サービスが受けられないことといった問題が起きています。そこで、こうしたコミュニケーション上の困難を抱える外国人市民を支援するために、「情報の多言語化」と「日本語および日本社会に関する学習の支援」を推進する必要があります。

(1) 「行政・生活情報の多言語化」を…!

岡山市が実施している行政サービスの中で、外国人市民がよく利用するものについて多言語化の状況を調査したところ、各部署では当初に予想した以上に多言語化が進んでいることがわかりました。これは、現実的な問題に直面した担当課が、必要性に迫られて取りあえず必要な言語だけでも対応しているという状況ではないかと思われれます。したがって、全体的に見ると対応にばらつきがあり、システム的な取り組みがまだ始まっているとは言えない段階だということが言えます。

外国人も地域で暮らす生活者であり市民です。このため、日常生活に必要な行政・生活情報は外国人市民への的確に伝わらないと意味がなく、市民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上でのルールや慣習などについては、多様な言語・多様な伝達方法による情報提供を行う必要があります。また、多言語化できないものは、フリガナをふる、理解しやすい日本語表記に置き換えるなど、多様な市民の存在に配慮した工夫が望まれます。現在、(財)岡山県国際交流協会が「外国人のための岡山生活情報ハンドブック(中国・英語版)」を発行していますが、これを活用するのも有効策と考えられます。

また、多言語による情報の提供に関しては、効果的な提供ルートの確保が重要であり、行政の窓口のみならず図書館や公民館、ふれあいセンターなどの施設や学校園、日本語教室などを通じて情報の提供が効果的と考えます。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

【具体的提言】

- ① 外国人市民の構成を考慮し、行政からの通知・広報紙などを多言語化する。
- ② 岡山市のホームページを多言語化し、行政サービスなどの情報を的確に伝える。
- ③ 市役所庁舎内の表示の多言語化を進める。

(2) 外国人市民向け相談窓口の設置と相談員の配置を…!

岡山市では、多様化する行政サービスや生活相談等のさまざまな相談にワンストップに必要な情報提供等を行うため、「市民みんなの相談室」を設置しています。しかし、まだ多言語による対応ができる体制にはなっておらず、パンフレット等の多言語化された行政・生活情報についても、外国人市民の目に触れやすい場所への設置が進んでいるとは言えません。

近年、ニューカマーの定住化が進み、言葉、コミュニケーション等の問題が障害となっており、住民として必要な情報が得られなかったり、保健福祉、医療などの生活にかかわる基本的なサービスが受けられないといった深刻な問題が起っています。国民健康保険制度が理解できなくて減免措置を受けていない、また、加入していないために高額な医療費が払えず、結果として受診を取りやめるといったことがその例です。特に医療や災害の問題というものは命にかかわることであり、必要な情報が適切な言語で得られなければ、取り返しがつかないといったことにもなりかねません。

また、ゴミの出し方等がわからないために近所とのトラブルが発生して、地域の中での孤立化が進んだり、家庭内で起きているDV等の問題についても、どこに相談していいのかわからないために深刻な事態に陥るケースもみられます。このような問題には外国人市民特有の内容も含まれていることから、相談等に応じる場合には、多様な文化や習慣に配慮した対応が望まれます。

このため、外国人市民向け相談窓口の設置が必要と考えますが、その設置に際しては、気軽に相談しやすい雰囲気をつくるのが大切であり、あわせて専門相談員の配置も必要です。同じような文化的、社会的背景を持っている外国人市民が一番理解できる立場にあることから外国人市民の相談員としての活用やNPO、NGO、ボランティア等の民間団体、外国人の自助組織等、さらには専門的知識を持った機関とも連携を図りながら進めていく必要があると考えます。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

【具体的提言】

- ① 外国人市民向けの相談窓口を設置する。
- ② 外国人市民の目に触れやすい場所に情報コーナーを設置する。
- ③ 生活相談にも応じることができる専門相談員の養成を図る。
- ④ 医療、災害などの生命につながる情報については、多言語化した情報を積極的に提供する。
- ⑤ NPO、NGO等の民間団体、外国人の自助組織および専門機関などと連携を図る。
- ⑥ ボランティア通訳の活用を推進する。

(3)「日本語および日本社会に関する学習機会」の提供と支援を…!

近年、外国人の定住化傾向が進む中、岡山市においては近隣都市との合併により市域が広がり、外国人市民の居住地域も分散化、多様化が進んでいます。外国人市民が地域社会で孤立することなく近隣住民と共に生活していくためには、日本語でのコミュニケーション能力を身につけることが必要です。また、日本社会における慣習や文化などについて理解を深めていくことも必要です。このため、「日本語および日本社会に関する学習機会」の充実が求められています。

現在、岡山市では日本語教室を、西川アイプラザ・友好交流サロンで開催していますが、遠距離の人は受講が難しく、小さな子どもがいる家庭では特に保育の問題などもあり、受講したくてもできない人が多い。これらの問題の解消のためには、公民館、図書館、ふれあいセンターなどの地域にある施設を利用して日本語教室などを開催し、居住場所に近い地域で学習ができる環境の整備が必要と考えます。

また、「日本社会に関する学習」は、外国人登録時などのできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会における慣習などについて学習する機会を提供することが望ましく、先に述べたように日本語教室を公民館などで開催すれば、オリエンテーション実施の場にもなると考えられます。また、「日本語および日本社会を学習」する機会の提供は、継続的に行うことが大切です。

もう一つは、町内会・自治会などを中心とした取り組みの推進です。外国人市民が生活するうえで、町内会・自治会などとの結びつきが重要であり、町内会・自治会などが中心となって、地域ぐるみで外国人市民を支えていくことが多文化共生へのステップであり、相互理解を育む中心になると考えます。このため、町内会などへの外国人市民の加入を促すとともに、外国人市民と町内会などが連絡を取りあえる仕組みづくりを推進する必要があります。そのうえで例えば、地域の町内会に外国人市民担当の相談員を設けたり、懇談会を定期的に開催するなど、町内の行事や仕組み、地域のルールなどについて意見交換を行えば、外国人市民の地域への定着が促進されるとともに孤立感の解消に結びつくと考えます。この取り組みにより、日常的な交流のなかで外国人市民の文化的・社会的背景を理解する場となることも期待されます。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

【具体的提言】

- ① 地域密着型の日本語教室を開設し、保育問題に配慮するなど学習しやすい環境のもとでコミュニケーション支援を推進する。
- ② 日本社会を学習する機会の提供を継続的に行う。
- ③ 町内会など地域に根差した取り組みを推進し相互理解を図る。

はいけい
【背景】

1983年に日本政府が策定した「留学生10万人受入計画」に基づき、日本で学ぶ留学生の数は着実に増加してきました。昨今においては、結婚、就職などにより留学生がそのまま地域に定住するケースも少なくありません。

さらに、1989年の入管法改正により90年以降は、日系ブラジル人が職場を求め来日するなどの急増もみられ、また、アジアの国々からの研修生・技能実習生の受け入れと相まって、1980年代から、こうしたニューカマーによるゆるやかな定住化が進んでいます。この現象は、岡山市においても同様であり、中国籍、ブラジル籍の外国人市民の増加傾向は顕著であります。

こうしたニューカマーは地域内の多文化共生のキーパーソンとして活躍する可能性を持った存在であり、たとえ帰国したとしても将来、日本、岡山のよき理解者として架け橋的な存在となることも考えられます。

このような現状から、外国人市民が地域において安心して暮らせるように、特に緊急を要すると考えられる生活インフラ、特に住居問題に関する外国人市民に対する支援施策の充実が急がれています。

こうえいじゅうたく
(1) 公営住宅について

公営住宅への入居に関する情報としては、岡山市のホームページの「おすまいネット」などにより広報が行われていますが、多言語化されていないために情報が伝わっていません。このため、外国人には入居資格がないと誤解している人も少なくないと考えています。

特にニューカマーにとっては、住宅の問題は深刻であり、公営住宅はその受け入れ先のひとつとして、積極的にPRする必要があるとあり、また外国人市民にも借りやすいシステムとしていくことによって、定住の安定化を図っていく重要な役割を担うべきであると考えます。

(2) 民間住宅について

「外国人市民1,600人を対象とした意識調査(2003年)」によると、外国人市民であることを理由に入居を断られた者は21%にのぼり、5人に1人が経験しているという驚くべき結果が出ています。このことは、岡山市が多文化の共生する世界に開かれた社会を目指す上で、大きな障害となるものです。

地域に定住する外国人市民への国籍を理由とするこのような差別を解消するためには、家主と不動産事業者に対しては、人権啓発の促進を徹底する必要があるとあり、また外国人市民に対しては事前に地域のルールなどを周知するオリエンテーションを大学、町内会、NPO等と連携して実施することが効果的であると考えます。

また、特に留学生等のニューカマーにとっては、連帯保証人を確保することが難しいとの声も多い中、川崎市をはじめとする一部の自治体においては、保証人が見つからない場合に保証人の役割を担い、家主がいただく不安を軽減することで、高齢者や外国人市民等の入居機会の確保と安定した居住継続を支援するための「居住支援制度」等の先進的な取り組みを行っている例もあります。

さらに国土交通省においては、民間賃貸住宅を活用し、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる住宅弱者の住宅セーフティネットの構築を進めています。

こうしたことを踏まえ、不動産業界や大学等とも連携し、岡山市における居住支援策についての研究が求められています。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

【具体的提言】

- ① 外国人市民向け住居関連情報の多言語化を進める。
- ② 入居差別を解消するための人権啓発を徹底する。
- ③ 外国人市民へ住宅の紹介を積極的に行う不動産事業者の情報収集に努める。
- ④ 大学、町内会等と連携し、入居にかかわるルール等のオリエンテーションを実施する。
- ⑤ 高齢者・障害者・外国人市民などの住宅弱者に対する居住支援制度の研究を行う。

はいけい
【背景】

がいこくじん ていじゅうか すす なか にほん がっこう にゅうがく がいこくじん じどうせいと かず ぞうか おかやま
外国人の定住化が進む中、日本の学校に入学する外国人児童生徒の数も増加しています。岡山
市においても、2006年5月1日現在では市立小学校で16カ国166人、市立中学校で8カ国77人の外
国籍児童生徒が在学しています。岡山市の学校園も、このように多様な国籍の外国人児童生徒が
いる学校園となっていることをあらためて認識する必要があります。

さらに、外国人であるため周囲と異なることで苦しみ、学校、社会とどのように向き合えばよ
いのか悩んでいる外国人児童生徒がいることに思いをはせる必要があります。

（1）多様性を認め合う多文化共生教育を推進するための指針の策定を…！

「外国人市民1,600人を対象とした意識調査(2003年)」では、子どもの教育への希望として、「国
際理解・人権教育の推進」が26%と最も多く、次いで、「母国の文化・母語の学習」が16%となっ
ています。

この統計から読み取れるように、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的背景の違いを
認め合い、対等な関係を築き共に生きていきたい」と願っています。国籍や民族の違いにかかわ
らず、誰もが地域社会の一員であることを学ぶことはとても大切です。すべての児童生徒を対象
として、多文化共生の視点に立った教育を推進する必要性が高いと考えます。学校・保護者・地
域が連携して、国籍や民族の異なる子どもたちが、互いの違いを認め合いながら共に学ぶ場所が
学校そして地域であり、日本の未来を担う子どもたちにとって非常に大切な場と言えます。

そのためには、まず教職員に対して多文化共生社会について理解を深める研修を積極的に推進
する必要があると考えます。とりわけ、海外の姉妹校への教職員の派遣研修やその国の文化を体
験するための教職員の長期ホームステイなど工夫をこらした研修が有効と考えます。それは、単
なる知識としての国際理解にとどまらず、多文化共生の視点に立った理解を得るためのもので、
ぜひとも必要と考えます。「全ての人が共にあって自然な社会、多様性を育む人に優しい教育」を
推進するための研修が求められております。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

くたいきていげん
【具体的提言】

- ① 多様性を認め合う多文化共生教育推進のための指針を策定する。
- ② 外国人児童生徒の「母国の文化・母語の学習」を取り入れるなど工夫をこらした多文化
共生教育を推進する。
- ③ 教職員の多文化共生理解研修を充実する。

(2) 地域・学校ぐるみで外国人児童生徒や保護者を支える体制を…!

多様な国籍の外国人市民がともに暮らす地域社会を考えると、入国後、岡山に転入してきた外国人児童生徒に対し、日本の文化や慣習、必要最低限の日本語などを集中的に教え、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語の初期指導教室を充実する必要があると考えます。

さらに、外国人児童生徒の保護者に対しては、学校、PTAとのコミュニケーションギャップなどをなくすために、気軽に相談できる専門員を学校に配置したり、公民館等を利用した放課後の学習支援事業をボランティアグループ等と連携して実施することが有効と考えます。

このような取り組みに対するニーズは、「外国人市民1,600人を対象とした意識調査(2003年)」にみられるように、子どもの教育への希望として「日本語学習の支援」が居住年数の少ない3年以内の層で最も高くなっていることや、また、「学校生活に対する不安の解消」については、居住4～9年の層で2番目に高い結果となっていることからもうかがえます。

日本は「国際人権規約」および「児童の権利に関する条約」を批准しております。特に後者には、「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする」とされてます。このことは、「国籍を問わず外国人児童生徒も教育を受ける権利の保障」をうたっており、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることを意味していますが、就学案内を通知していない自治体も見かけます。また、愛知県・静岡県・群馬県などの外国人集住地域では外国人児童生徒の不就学がクローズアップされています。

こうした問題の解消のためには、小中学校の就学案内、高校・大学などへの進学進路に関する情報など、学校生活および就学制度などの学校制度全般について、入学の前段階から外国人市民が有効に活用できるよう多様な言語で周知する必要があります。また、不就学の解消に向けて、外国人児童生徒の教育環境の実態調査が必要ではないでしょうか。この実態調査は多文化共生教育施策への基礎になるものだと考えます。外国人市民の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備に積極的に取り組むべきと考えます。そのため、下記の具体的な取り組みを提言します。

【具体的提言】

- ① 日本語の初期指導教室の充実を図る。
- ② 小中学校の就学案内、高校・大学などへの進学進路に関する情報の周知徹底を図る。
- ③ 外国人児童生徒保護者と学校・PTAとのコミュニケーションギャップをなくすため専門員を学校に配置する。
- ④ 外国人児童生徒の教育環境の実態調査を行い、多文化共生教育に活かす。

外国人市民会議を振り返って…

外国人市民会議では、多文化共生のまちづくり推進に向けた外国人市民の市民会議による期待の大きさを痛感しながら、慎重な議論を経て具体的提言を取りまとめました。

多文化共生のまちづくり推進のためには、日本人市民と外国人市民とが国籍や文化のちがいを乗り越え、地域とともに生活する市民としてお互いを理解しようとするのが極めて大切なことであり、双方のたゆまざる努力と多文化共生に関する地域住民全体の理解が重要な前提になると考えます。

双方の市民間の理解を深めるためには、地域において双方の市民が参加できる場が必要であり、外国人市民の言葉、文化などを紹介する交流会の開催や、外国人市民自身の手で企画、実施して行う「多文化共生フェスティバル」の開催など、日常の交流や地域活動を進めていくことの大切さについても多くの意見が出されています。このような交流への取り組みには、地域の外国人コミュニティネットワーク、外国人市民の自助組織の育成と活用など、外国人市民自身が地域住民としての自覚を持ちながら地域にとけこみ、積極的に地域社会へ参画できる仕組みづくりが求められており、相互の連携のもとに進めていくことが重要と考えます。

地域での多文化共生の推進のためには、日本人市民への意識啓発と地域で支え合うシステムに加え、外国人市民同士を繋ぐネットワークができれば、行政とも協働しやすく効果の高い取り組みも可能となります。その外国人市民同士を繋ぐ役割など、外国人市民会議が中心となって果たしていかなければならない役割は大きいと考えており、外国人市民会議を今後も継続し、引き続き外国人市民の意見を聴きながら多文化共生社会の実現に向けて取り組むとともに、現在要綱で設置されている外国人市民会議について、条例設置も視野に入れるなど明確な位置付けをご検討いただきたいと思います。

また、多様なバックグラウンドを持つ委員の参画により会議の調査審議の幅を広げるために、委員定員を増員することや、会議の開催回数の検討も必要と考えます。

また、外国人市民が抱える課題は、高齢者の福祉問題等とも錯綜するなど複雑多岐にわたっています。このため今回審議の尽くせなかった点とともに、今回の「提言」に対しては実現状況を評価するなど、多文化共生社会の達成度をはかりながら審議することを次期委員へ申し送りしたいと思います。提言を実効性あるものとするためには、ぜひ必要なことだと考えます。さらに、提言を推進していく上では、特に人権担当部署との連携を深めながら全庁横断的な体制整備を図り対応する必要があると考えます。このため、多文化共生の推進のための総合調整機能を持った専門部署の設置もご検討いただければと思います。

多様な文化を持つ外国籍の住民が多く暮らしている岡山市も、時代の要請でもある多文化共生社会の実現のため、その推進に向けた施策等を体系化し、行政や日本人市民、外国人市民が役割分担をしながら計画的に取り組む「多文化共生の推進に関する指針」の策定が求められています。その策定過程では市民と協働して取り組むことで、多文化共生の意義を十分理解するプロセスにも繋がるのではないのでしょうか。

こうした双方の市民と行政が一体となった取り組みにより、私たちの「岡山市」が一日も早く、国籍のちがいを乗り越え共に支えあって暮らせる多文化共生社会となることを願ってやみません。

II かい ぎ 会議・かつどう ほうこく 活動報告

かいぎほうこく 会議報告

だい かいかいぎ おも ないよう 第1回会議と主な内容

【開催日時】 2005年(平成17年)2月13日(日) 午後1時30分から

【場所】 岡山市役所3階会議室

- 【内容】
- 委嘱書交付
 - 市長とフリートーク
 - 要綱の説明
 - 委員長、副委員長の選出
 - 会議の進め方についての話し合い



かいぎ ようす
<会議の様子>

だい き いいん しょうかい <第1期委員の紹介>

◆ 委員長 尹相根 (韓国)

「岡山市の国際化の発展に貢献できる会議にしたい。」

◆ 副委員長 ベネガス アルバロ (チリ)

「副委員長として熱い気持ちで皆さんとともに岡山市外国人市民会議をがんばりたい。」

◆ 委員 ジャンジュア ナジマ (カナダ)

「美しい岡山市の発展のため、力を尽くしたい。」

◆ 委員 金 科哲 (韓国)

「岡山市がホンモノの成熟した多文化社会になるように頑張りましょう。」

◆ 委員 全 円子 (韓国)

「日本人にも参加してもらおう公開会議を実現したい。」

◆ 委員 陸 璐 (中国)

「より快適な環境の中で、みんなが楽しく生活をおくることができるよう、まちづくりに取り組みたい。」

◆ 委員 マハムド ザヒド (バングラデシュ)

「これまでいろいろなまちに住んで、見て感じてきたことを岡山のまちづくりに生かしたい。」

◆ 委員 ファースト トーマス (米国)

「文化や教育に関する国際的な取り組みをしたい。」



だい き いいん めい
<第1期委員8名>

第2回会議と主な内容

【開催日時】 2005年(平成17年)5月22日(日) 午後2時から

【場所】 岡山市勤労者福祉センター4階 会議室

- 【内容】
- 「ことばと暮らし」について
 - 外国人市民がよく利用する行政サービスについて
 - 岡山市の国際化の基本的考え方について



＜会議の様子＞

岡山市総合教育センター職員・
国民健康保険課職員が出席

【第2回会議の意見・要望】

- 外国人市民への行政サービスの案内を一ヶ所に集中させるべき。
- 住宅問題の情報が必要。
- 国民健康保険の通知文には外国語表記やルビをふる工夫が必要。
- 国民健康保険への加入のメリットをしっかりと広報すべき。
- 多言語パンフレット等は、かなり充実しているのですが、もっと外国人の目にふれるような場所に（県国際交流センター、西川アイプラザ、外国人登録窓口など）設置してほしい。



＜交流会の様子＞

第3回会議と主な内容

【開催日時】 2005年(平成17年)10月30日(日) 午後2時から

【場所】 西川アイプラザ4階 第1・2会議室

- 【内容】
- 会議の運営について
 - 調査審議テーマについて
 - その他



＜会議の様子＞

【第3回会議の意見・要望】

- 外国人市民向け総合窓口の設置。
- 電話ホットラインによる行政情報等の案内。
- 各種制度の情報伝達の充実。
- 岡山市外国人市民会議を市長の諮問機関として条例により設置。



＜交流会の様子＞

だい かいかい ぎ おも ないよう
第4回会議と主な内容

【開催日時】 2006年(平成18年)2月19日(日) 午後2時から

【場所】 西川アイプラザ4階 第1・2会議室

- 【内容】
- 住宅について
 - 第3回会議からの提言について
 - その他



<会議の様子>

だい かいかい ぎ いけん ようぼう
【第4回会議の意見・要望】

- 公営住宅には、外国人にも借りやすいシステムに変えることが求められている。
- 留学生等の住宅に困窮している者への市営住宅の積極的な宣伝と最低限そこに住めるような住宅にさせていただくことを願う。
- 住宅関連のHPはよくできているが、多言語化されないと伝わらない。



とんしんかっせい かいだいきしつしよくいんじゆうたくせいひ
都心活性化対策室職員・住宅整備
かしょくいんじゆうたくかんり かしょくいんしゅっせき
課職員・住宅管理課職員が出席

だい かいかい ぎ おも ないよう
第5回会議と主な内容

【開催日時】 2006年(平成18年)5月21日(日) 午後2時から

【場所】 岡山国際交流センター3階 研修室

- 【内容】
- 子どもの安全・安心について
 - 児童生徒の日本語指導について
 - 多文化共生・国際理解教育について



<会議の様子>

だい かいかい ぎ いけん ようぼう
【第5回会議の意見・要望】

- 外国人の子どもにも危険な目にあつたときの対処法をきちんとわかるように教えるべきだ。
- 外国人との間の誤解をなくすためにも多様性のある社会を認める教育を定期的に進めるとともに、外国人児童の保護者の悩みを聴く場を設ける必要がある。
- 子どもだけでなく、保護者へも日本の地域社会へとけこめるような支援が必要だ。
- 学校間の交流では、子どもたちの交流だけでなく、先生方の交流や相手校のシステムを学ぶなどの工夫が必要だ。
- 市のHP等による外国人向け情報提供では、翻訳ソフトを活用するなど多言語化に努め、多くの情報を早く提供することが大切だ。



きょういんかい じどう かいしん かいしん
教育委員会指導課職員・横井小
がっこうきょういんしゅっせき
学校教員が出席

第6回会議と主な内容

【開催日時】2006年(平成18年)10月22日(日) 午後2時から

【場所】西川アイプラザ 4階 第1・2会議室

【内容】○提言書の取りまとめについて
(言葉・生活にかかわる課題を中心に)



<会議の様子>

【第6回会議の意見・要望】

■ 窓口の関係

- 外国人登録のところに「総合窓口」を。
 - 多言語に対応する職員をどこまで配置するか。
 - 生活レベルでの相談窓口を設置する。
- (カウンセリングにも対応) → DV、子どもの教育。
- 悩みを相談できる信頼できる人材を市に配置する。

■ 情報伝達の関係

- 多言語パンフレットは大学等にも置く。
- 多言語パンフレットは市が提供するサービス中心のものを作成する。
- 外国人向け(多言語対応)の案内書を市役所内に設置する。
- 市役所内のフロアマップ、地図、案内等を多言語化する。
- 庁内に多言語で案内をつけてほしい。(英語と漢字)
- 各種制度の情報伝達の充実・HPの多言語化。

■ 提言方法、あり方等の関係

- こうあってほしいという市役所の姿を提言化する。
- 予算(実現可能性)も考慮して提言を考えるべき。
- まず提言を出して、優先順位をつける。
- 外国人市民向けパンフレット、総合窓口、電話ホットライン、案内所等を具体的に提言する。
- これまでの進捗状況を確認、整理する。
- 12月までに提言案を作成したい。(1月にオープン会議を予定)
- 外国人市民会議の条例化。
- 外国人市民会議の提案について庁内全体で取組ができるようなシステムをつくる。

■ 住宅の関係

- 公営住宅の外国人市民への積極的な利用。
- 入居差別の撤廃を市として推進する。

きょういく かんけい

■ 教育の関係

- こ ども の 教育 の 条例 の 中 に 「多文化共生の理念」 を 取り 入れる。
- 教育委員会、学校の先生の意識改革が必要。「多文化共生」に対する認識が乏しい。
- 小・中学校、教育委員会の基本的な多言語化。
- 日本語教育のシステムをつくってほしい。
- 中学校からは英語以外の外国語教育を取り入れる。
- イマージョン教育の実施。
- 多文化交流理解の授業を実施。

■ その他

- 日常的な外国人と日本人のふれあいの場を作る。
- 市役所自身の意識改革が必要。

第7回会議と主な内容

【開催日時】2006年(平成18年)11月19日(日) 午後2時から

【場所】岡山国際交流センター5階 会議室2

【内容】○ 提言書の取りまとめについて
 (住宅・教育にかかわる課題を中心に)
 ○ オープン会議の概要について



<会議の様子>

【第7回会議の意見・要望】

■ 住宅関係

- 県が作成している冊子を活用する。
- 国籍などに関係なく入居できることがPRできていない。
- 入居の条件に在留資格はどうなっているか。外国人登録済が条件。(短期滞在は不可)
- 民間住宅を含め、市として居住支援制度の研究をしてほしい。
 (外国人に対し積極的に賃貸する家主や不動産店の情報があれば便利)
 (特に私費留学生在が住宅困窮一家賃、保証人等の問題が深刻)
- (住宅弱者のために公営住宅の充実はできないか)
 (岡山市の指導により、入居の際の家主、入居者オリエンテーションの徹底を)
 (市営住宅への私費留学生在の優先的入居はできないか。)
- 不動産協会などに入居・受入差別をなくすよう継続してPRしていく。
- 差別の原因は言葉、習慣の違いや家主の経験不足によるものが多いのでは。
- 入居差別があった場合は、市から勧告する。

きょういくかんけい
教育関係

- ・ 多文化共生教育の推進を図る。
 (学校現場での日本語教育の支援)
 (教師への多文化理解のオリエンテーション推進)
 (子どもの多文化理解教育の推進 - 交流会などの開催)
 (多文化共生のための教育指針の作成)
 (国際理解への取組の充実 - 留学生を呼んで話を聞くなど)
- ・ 外国籍児童保護者への支援。
 (学校、町内会などに相談・支援体制 (サポーターの設置) を。
 (日本社会理解、教育情報理解、日本語学習のためのサポートなど)
- ・ 小学校の段階から、将来を見据えた勉強への意識付けを始める。
- ・ 日本語教室等の地域への拡充。
 (公民館などを利用して地域で支えあうネットワークの構築も)
- ・ 日本語ボランティアの養成。
- ・ イマージョン教育の推進。
- ・ 交流イベントの充実。

だい かいがい ぎ おも ないよう
第8回会議と主な内容

- 【開催日時】 2006年(平成18年)12月17日(日) 午後2時から
- 【場 所】 西川アイプラザ 4階 応接室
- 【内 容】
- 提言書の具体的項目について
 - 提言の背景・社会状況について
 - オープン会議&交流会の役割分担について



かいぎ ようす
 <会議の様子>

だい かいかい き かい き こうりゅうかい
第9回会議(オープン会議&交流会)

かいさいにちじ ねん へいせい ねん がつ にち にち ごご し ぶん
【開催日時】 2007年(平成19年)1月28日(日) 午後1時30分から

ば しょ にしがわ かい ゆうこうこうりゅう
【場所】 西川アイプラザ 4階 友好交流サロン

- ない よう
【内容】
- しみんかいぎのしくみ・きのうとう ほうこく
 市民会議の仕組み・機能等の報告
 - かくていげん あん ほっぴょう
 各提言(案)の発表
 - かくていげん あん た さん かしゃ
 各提言(案)・その他について参加者から
 いけんちようしゅ
 意見聴取



<オープン会議の様子>



<オープン会議の様子>



<オープンディスカッションの様子>



<交流会の様子>

だい かいかい き おも ないよう
第10回会議と主な内容

かいさいにちじ ねん へいせい ねん がつ にち ど ごご し
【開催日時】 2007年(平成19年)2月10日(土) 午後4時から

ば しょ にしがわ かい おうせつしつ
【場所】 西川アイプラザ 4階 応接室

- ない よう
【内容】
- オープン会議の意見要望の中で具体的提言に取りあげる事項について
 - ていげんしょ ぜんぶん けつぶん
 提言書の 前文・結文について
 - ていげんしょ ていしゅつ
 提言書の提出について



<会議の様子>

「オープン会議 & 交流会」開催概要

オープン会議は、市民会議の2年間にわたる調査審議し集約した内容を、委員以外の外国人市民、日本人市民に公表すると共に広く意見を求め、その内容を提言書に活かすことを目的に開催。

【開催概要】

1. 名称：オープン会議 & 交流会
2. サブタイトル：～外国人に住みよいまちは日本人にも住みやすい～
3. 日時：2007年1月28日（日）午後1時30分～3時30分～4時30分
4. 場所：西川アイプラザ 4階 友好交流サロン / 岡山市 幸町 10-16
5. 募集数：50人（参加無料）
6. 対象：外国人市民および日本人市民
7. 主催：岡山市外国人市民会議

【趣旨・目的】

1. 外国人市民及び日本人市民の意見を広く求め、その内容を提言書に活かす。
2. 外国人市民をめぐる状況について、現状を把握する機会とする。
3. 外国人市民会議のPRの場とする。
4. 外国人市民同士および日本人市民との出会いと交流の場とする。

《オープン会議プログラム》

1. 開会（司会者：全 円子委員）
 - ・ 委員長挨拶
 - ・ 市民局長挨拶
 - ・ 委員自己紹介
2. 第1期 市民会議の報告
 - ・ 市民会議の仕組み・機能・会議経過 報告（報告：尹 相根委員長）
 - ・ 各提言（案）の発表
 - * 行政・生活情報の多言語化を…（発表者：ジャンジュア ナジマ委員）
 - * 生活相談窓口設置と相談員の配置を…（発表者：陸 璐委員）
 - * 日本語・日本社会に関する学習機会の提供と支援を…（発表者：金 科 哲 委員）
 - * 居住支援の推進を…（発表者：マハムド ザヒド委員）
 - * 多文化共生教育指針の策定を…（発表者：ファースト トーマス委員）
 - * 地域、学校で外国人児童生徒・保護者の支援体制を…（ベネガス アルバロ副委員長）
3. オープンディスカッション（司会者：全 円子委員）

参加者に生の声を自由に発言していただき広く意見を聴取し提言書に活かします。
4. 閉会

《交流会》外国人市民同士および日本人市民との出会いと交流の場です。

オープン会議参加者からの意見要望

【提言1について】

- 今日の提言の内容はとっくの昔に実現されているべきもの。外国人だけでなく、岡山市民の支援を受けて提言されてはどうか。
- ボランティアなどを募って、できるだけ在住の方に翻訳を依頼して、広報紙とかを多言語化していけば。
- 国際課でボランティアなどを利用して、看板など翻訳はできる。市が積極的にやればすぐできる。
- 私はエジプト人だが、市のHPの多言語化が難しいのであれば、英語にはしてほしい。(ジャンジュア ナジマ委員が通訳)
- 多言語での相談窓口を設置してほしいと言ってきた。実現して欲しい。今日のように日本人市民、行政もNGOも含めても意見交換できる場が今日を契機にできたらいいと思う。
- 多言語化の前でできることがあると思う。やさしい日本語を使うこと。公共の場や広報などで。日本語はやさしく言い換える方法がいくらかもあると思うし、外国人にも理解しやすいようにすれば、日本人の子どもたちにも理解しやすくなると思う。県庁、市役所の案内も日本語が難しいと思う。
- 外国人の情報保護について言いたい。私は留学生の家族だが、家にいると宗教の人がよく来る。私たちの情報がどのようにになっているのか心配だ。

【提言2について】

- 市営住宅に外国人の割り当てをつくれればいいのではないかな。
- 学生寮をつくるように大学に交渉してはどうか。

【提言3について】

- 子どもの教育について、受験の情報がないことで受験に失敗すれば、子どもは自分が外国人であることをマイナス方向で考えて、悩むことになるかもしれない。受験のための情報があれば、自分の将来のことをゆっくりと考えて準備ができると思う。

【その他】

- 外国人の皆さんは、町内会などに対して、引っ越してきたという情報を自ら提供するようになってはどうか。
- 日本人は、差別、人権のこととかいろいろ問題があることをあまり分かっていない。こういった会をもつとマスコミに取り上げてもらって、みんなが知るようになるようにすればよいと思う。
- イマージョン教育というのは、外国の言語だけではなく、外国語で分野を教えるものだ。岡山にいる外国人は進めたいので、トムの意見に賛成で応援したい。
- 外国人の相談窓口とDV等に対する法的な支援センターが緊急に必要である。福祉の問題もある。外国人も岡場で死ねてよかったというように市に努力してもらいたい。具体的には認知症老人の介護の問題、食生活の問題、日本の施設についていけないなど。
- 相談窓口では相談だけではなく、日本、岡山で生活するには何を知らなければいけないか積極的に情報を提供することが必要だし、情報を得ることができるようなものにしてほしい。

活 動 報 告

◆ 庁内行政視察

・ 2005年（平成17年）12月13日、行政視察を行いました。

市役所の窓口関係業務を視察したのち、教育委員会の職員の方や福祉業務をされている職員の方と意見交換を行いました。



＜相談窓口の視察＞



＜教育委員会職員と懇談＞



＜福祉関係課職員と懇談＞

◆ 川崎市外国人市民代表者会議視察

・ 2006年（平成18年）9月24日、川崎市外国人市民代表者会議の視察を行いました。

全体会議および2分科会を視察したのち、意見交換会を行いました。



＜川崎市外国人市民代表者会議の様子＞



＜川崎市委員との懇談＞

◆ 千葉市国際交流課行政視察

・ 2006年（平成18年）9月25日、千葉市の行政視察を行いました。

国際交流課の職員の方に外国人市民施策について説明を受けたのち、岡山市外国人市民会議の取り組みについて説明を行い意見交換を行いました。



＜千葉市国際交流課職員と懇談＞

III 資料

岡山市外国人市民会議の仕組み・機能 (図)

市民会議は、岡山市の地域社会の構成員である外国人市民の意見や要望を市政に反映させ、

市民間の相互理解と多文化共生社会の実現を図ることが目的です。

岡山市の外国人市民
9,300人 (78ヶ国/2007年1月末現在)

〈応募 (公募)〉

岡山市 (選考委員会で市民会議委員を選考)

岡山市外国人市民会議

- * 委員10人以内
- * 任期2年
- * 委員は自らの属する国を代表するものではなく岡山市在住の外国人市民の代表として職務をおこなう
- * 会議は年3回程度開催し調査・審議をおこなう

〈提言の報告〉

岡山市

〈報告〉
市議会

公表

施策に反映

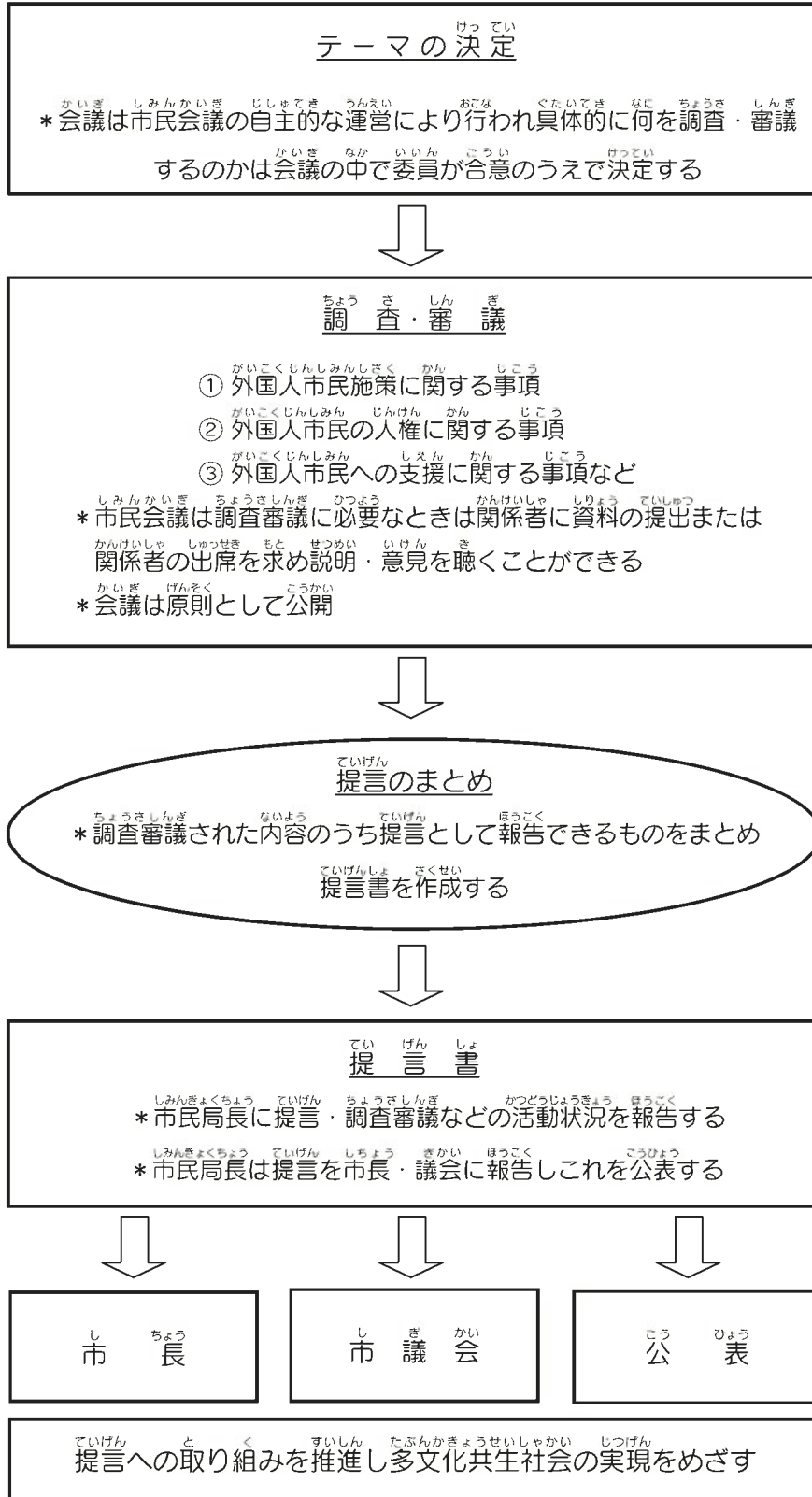
- * 提言への取り組みについて全庁的な対応をはかり施策の反映に努める

施策に反映しつつ市民間の相互理解の増進を図ることが多文化共生社会の基盤づくりには何よりも大切であり市民と共にその基盤づくりをめざす

施策の反映状況を市民会議に報告する

岡山県外国人市民会議の調査・審議の進め方について

会議の運営は、要綱・運営要領に基づいておこなう。



おかやましがいこくじんしみんかいぎせつちようこう 岡山市外国人市民会議設置要綱

もくてきおよびせつち (目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民の意見や要望を市政に反映させ、もって市民間の相互理解、多文化共生社会の実現並びに市政の発展に寄与することを目的として、市民局に岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

しよしょうじむ (所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査審議し、市民局長に対しその結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。

- (1) 外国人市民施策に関する事項
- (2) 外国人市民の人権に関する事項
- (3) 外国人市民への支援に関する事項
- (4) その他市民局長が必要と認める事項

そしきなど (組織等)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2. 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市民局長が委嘱する。
 - (1) 年齢満25歳以上であること
 - (2) 本市の区域内において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき登録している者でその期間が継続して1年以上あること
 - (3) その他市民局長が定める事項
3. 委員の任期は、2年とする。
4. 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

いいんせきむ (委員の責務)

第4条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2. 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

いいんちようおよ ぶくいんちよう
(委員長及び副委員長)

だい じょう しみんかいぎ いいんちようおよ ぶくいんちようかくひとり お いいん ごせん くだ
第5条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- いいんちよう しみんかいぎ だいひょう かいむ そうり
2. 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- ぶくいんちよう いいんちよう ぼ ぎ いいんちよう じご また いいんちよう か
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その
しよくむ だいに
職務を代理する。

ぶかい
(部会)

だい じょう しみんかいぎ ひつよう おう ぶかい お
第6条 市民会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

かいぎ
(会議)

だい じょう しみんかいぎ いいんちよう しょうしゅう ぎちよう
第7条 市民会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- かいぎ しみんかいぎ じしゆてき うんえい おこな
2. 会議は、市民会議の自主的な運営により、行われるものとする。
- かいぎ いいん はんすういじよう しゆつせき ひら
3. 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ぎ じ しゆつせき いいん かはんすう けつ か ひどうすう ぎちよう せつ
4. 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

しりよう ていしゆつなど
(資料の提出等)

だい じょう しみんかいぎ ちょうさしんぎ ひつよう みて かんけいしゃ しりよう ていしゆつまた かんけいしゃ しゆつせき
第8条 市民会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出又は関係者の出席を
もと せつめいも いけん き
求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

ほうこくなど
(報告等)

- だい じょう いいんちよう ちょうさしんぎ しゆつりよう けつか しみんきよくちよう ほうこく
第9条 委員長は、調査審議が終了したときは、その結果をまとめ、市民局長に報告しなければなら
ない。
- しみんきよくちよう せんこう きてい ほうこく う しちようおよ きかい ほうこく
2. 市民局長は、前項の規定による報告を受けたときは、市長及び議会に報告するとともに、こ
れを公表するものとする。

しよむ
(庶務)

だい じょう しみんかいぎ しよむ しみんきよくこくさいか しより
第10条 市民会議の庶務は、市民局国際課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう しようこう くだ しようこう しこう ひつよう じこう しみんきよくちよう くだ
第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市民局長が定める。

ふ ぞく
附 則

この要綱は、平成16(2004)年10月25日から施行する。

おかやましがいこくじんしみんかいぎうんえいようりよう 岡山市外国人市民会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市外国人市民会議設置要綱第11条の規定により、岡山市外国人市民会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(開催等)

第2条 会議の開催回数は、1年に3回程度とする。

2. 会議の開会、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。

ただし、出席委員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度定める。

2. 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。
3. 傍聴人が会議を妨害するときは、議長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、通訳を同行することができる。

(部会の設置)

第6条 要綱第6条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2. 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を総括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

(解職の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市民局長に委員の解職を申し出ることができる。

- (1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- (2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。
- (3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市民局長に申し出ることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 この要領は、平成16(2004)年10月25日から施行する。

おかやましがいこくじんしみんかいぎいんせんにんよりよう 岡山市外国人市民会議委員選任要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市外国人市民会議設置要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により委嘱する外国人市民会議の委員（以下「委員」という。）の選任について必要な事項を定めるものとする。

(委員選考委員会の設置)

第2条 市民局長は、委員を選任するときは、岡山市外国人市民会議委員選考委員会（以下「委員選考委員会」という。）を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものとする。

(委員の配分)

第3条 要綱第3条に基づく委員10人以内の配分は、本市の外国人登録者数に基づき、国籍・地域別に分けて次の各号に定めるところにより行う。

(1) 外国人登録者数上位3カ国に各1人を配分する。

(2) 外国人登録者数1,000人以上の国に3人を、その外国人登録者数に応じて比例配分する。

(3) 外国人登録者数上位3カ国以外の国（無国籍を含む。）については、国連統計年鑑の地域区分にしたがい6地域に分け、アジア地域に1人、それ以外の地域に3人を配分する。

2. 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさないときは、その都度協議するものとする。

(委員の募集)

第4条 委員の募集は、公募により行い、応募に当たっては、3カ国（日本国籍も可とする。）以上から、少なくともそれぞれ1人以上の推薦人を必要とするものとする。

2. 募集は、外国人市民会議委員応募用紙（様式第1号）により行う。

(委員の選考基準)

第5条 委員選考委員会は、委員の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力の他市政への関心、地域や他の外国人市民との交流状況、まちづくりについての積極性等を考慮して選考する。

2. 前項に定めるもののほか、委員選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切な配慮をするものとする。

(基準日)

第6条 委員の配分の基準となる岡山市外国人登録者数は、委員を選任する年の1月1日現在における外国人登録者数を用いる。

2. 満25歳及び市内在住1年の要件の基準日は、委員の改選の年の4月1日とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

附 則 この要領は、平成16年10月25日から施行する。

おかやましがいこくじんしみんかいぎいんせんこういんかいせつちようりょう 岡山市外国人市民会議委員選考委員会設置要領

もくてきおよびせつち (目的及び設置)

第1条 岡山市外国人市民会議委員選任要領(以下「選任要領」という。)第2条の規定により、岡山市外国人市民会議(以下「市民会議」という。)の委員を選考するため、岡山市外国人市民会議委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしようしこう (所掌事項)

第2条 選考委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 選任要領に基づく市民会議の委員の選考
- (2) 選考結果の市民局長への報告
- (3) 委員の募集に係る事項に関すること
- (4) 市民会議における委員の活動状況等に関すること

せんこういんかい そしき (選考委員会の組織)

第3条 選考委員会の委員は5人以内で組織する。

2. 委員は、外国人市民に関して見識を有する者のうちから、市民局長が委嘱する。

いん にんき (委員の任期)

第4条 選考委員会の委員の任期は、2年以内とする。

いん しゅひぎむ (委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

いんちよう (委員長)

第6条 選考委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ (会議)

第7条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2. 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 委員会は、その職務を行うため、必要と認めるときは、関係者から資料の提出若しくは説明又は意見を聴くことができる。

じむきょく (事務局)

第8条 選考委員会の庶務は、市民局国際課が行う。

いん (委任)

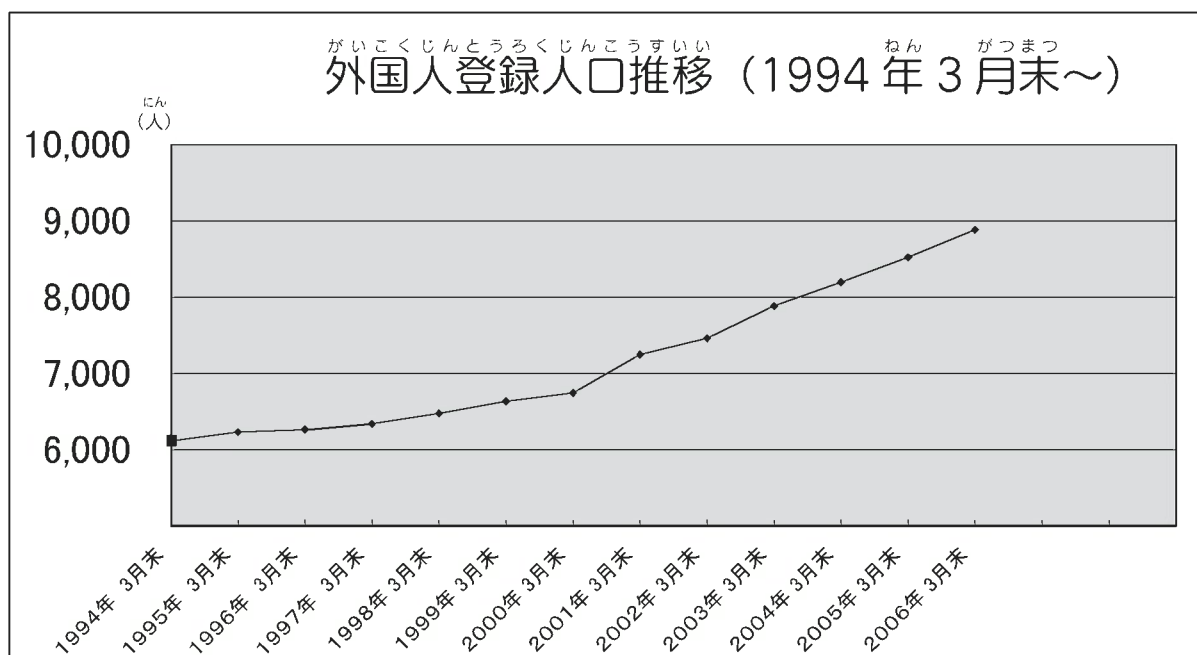
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

附 則 この要領は、平成16(2004)年10月25日から施行する。

がいきこくじんとろくじんこう すい い
外国人登録人口などの推移

1994年(平成6年)～2006年(平成18年)/12年間

| 各年度(3月末現在) | 住基登録人口 | 前年比 | 外国人登録人口 | 前年比 | 総人口 | 外国人登録人口の割合 |
|--------------|---------|-------|---------|--------|---------|------------|
| 1994年(平成6年) | 598,098 | | 6,115 | | 604,213 | 1.01% |
| 1995年(平成7年) | 600,915 | 1.005 | 6,228 | 1.0185 | 607,143 | 1.03% |
| 1996年(平成8年) | 604,262 | 1.006 | 6,261 | 1.0053 | 610,523 | 1.03% |
| 1997年(平成9年) | 608,414 | 1.007 | 6,337 | 1.0121 | 614,751 | 1.03% |
| 1998年(平成10年) | 611,895 | 1.006 | 6,475 | 1.0218 | 618,370 | 1.05% |
| 1999年(平成11年) | 616,230 | 1.007 | 6,633 | 1.0244 | 622,863 | 1.06% |
| 2000年(平成12年) | 617,662 | 1.002 | 6,740 | 1.0161 | 624,402 | 1.08% |
| 2001年(平成13年) | 619,766 | 1.003 | 7,244 | 1.0748 | 627,010 | 1.16% |
| 2002年(平成14年) | 621,809 | 1.007 | 7,457 | 1.1064 | 629,266 | 1.19% |
| 2003年(平成15年) | 624,841 | 1.008 | 7,882 | 1.0881 | 632,723 | 1.25% |
| 2004年(平成16年) | 627,827 | 1.010 | 8,193 | 1.0987 | 636,020 | 1.29% |
| 2005年(平成17年) | 656,370 | 1.050 | 8,519 | 1.0808 | 664,889 | 1.28% |
| 2006年(平成18年) | 666,934 | 1.062 | 8,880 | 1.0839 | 675,814 | 1.31% |



おかやましがいこくじんこくせきべつじんこうひょう
岡山市外国人国籍別人口表

2007年1月末現在 / 資料：市民課

| 国籍名 | 人員 | 国籍名 | 人員 |
|----------|-------|-------------|-------|
| アフガニスタン | 1 | マリ | 1 |
| アルゼンチン | 10 | モーリタニア | 1 |
| オーストラリア | 45 | メキシコ | 6 |
| オーストリア | 2 | モンゴル | 8 |
| ベルギー | 4 | ネパール | 30 |
| ボリビア | 10 | オランダ | 2 |
| ブラジル | 407 | ニュージーランド | 10 |
| ブルガリア | 1 | ナイジェリア | 3 |
| ミャンマー | 37 | パキスタン | 16 |
| バングラデシュ | 60 | パナマ | 1 |
| ベラルーシ | 2 | パラグアイ | 14 |
| カンボジア | 8 | ペルー | 18 |
| カナダ | 55 | フィリピン | 503 |
| スリランカ | 8 | ポーランド | 9 |
| チリ | 4 | ポルトガル | 2 |
| 中国 | 3,720 | パプアニューギニア | 5 |
| コロンビア | 3 | ルーマニア | 15 |
| コンゴ民主共和国 | 1 | ロシア | 33 |
| チェコ | 1 | セネガル | 6 |
| デンマーク | 2 | スペイン | 1 |
| ドミニカ共和国 | 1 | スーダン | 1 |
| フィンランド | 1 | スウェーデン | 4 |
| フランス | 9 | スイス | 1 |
| ドイツ | 20 | シンガポール | 4 |
| ガーナ | 12 | タイ | 46 |
| ギリシャ | 2 | タンザニア | 1 |
| ハイチ | 1 | トリニダード・トバゴ | 1 |
| インド | 26 | トルコ | 28 |
| インドネシア | 132 | エジプト | 44 |
| イラン | 9 | 英国 | 60 |
| アイルランド | 5 | 米国 | 168 |
| イスラエル | 1 | ウクライナ | 10 |
| イタリア | 4 | ベネズエラ | 2 |
| ジャマイカ | 2 | ベトナム | 97 |
| ヨルダン | 3 | イエメン | 1 |
| 韓国・朝鮮 | 3,467 | 無国籍 | 1 |
| ケニア | 7 | スロバキア | 7 |
| ラオス | 9 | セルビア・モンテネグロ | 7 |
| マレーシア | 40 | セルビア | 1 |
| | | 総 合 計 | 9,300 |

おかやましがいこくじんたんじょべつじんこうひょう ししよべつ
 岡山市外国人男女別人口表（支所別）

2007年1月末現在 / 資料：市民課

| | 男性 | 女性 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 本 庁 | 3,307 | 3,932 | 7,239 |
| 児島 支所 | 25 | 25 | 50 |
| 西大寺支所 | 231 | 283 | 514 |
| 一宮 支所 | 73 | 73 | 146 |
| 津高 支所 | 106 | 75 | 181 |
| 高松 支所 | 31 | 39 | 70 |
| 吉備 支所 | 74 | 79 | 153 |
| 妹尾 支所 | 68 | 64 | 132 |
| 福田 支所 | 34 | 33 | 67 |
| 足守 支所 | 13 | 12 | 25 |
| 上道 支所 | 44 | 49 | 93 |
| 興除 支所 | 29 | 94 | 123 |
| 藤田 支所 | 53 | 55 | 108 |
| 御津 支所 | 97 | 94 | 191 |
| 灘崎 支所 | 10 | 50 | 60 |
| 建部 支所 | 22 | 26 | 48 |
| 瀬戸 支所 | 26 | 74 | 100 |
| 合 計 | 4,243 | 5,057 | 9,300 |

おかやましがいこくじんこくせきひょう ししよべつじょうい
 岡山市外国人国籍表 (支所別上位)

2007年1月末現在

| | 1 | 2 | 3 |
|-------|---------------|----------------------|-------------------|
| 本庁 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 | フィリピン籍 |
| 児島支所 | 韓国・朝鮮籍 | インドネシア籍 | 中国籍 フィリピン籍 |
| 西大寺支所 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 | ブラジル籍 |
| 一宮支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | フィリピン籍 |
| 津高支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | ブラジル籍 |
| 高松支所 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 | ブラジル籍 |
| 吉備支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 |
| 妹尾支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | ブラジル籍 |
| 福田支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | ブラジル籍 |
| 足守支所 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 フィリピン籍・米国籍 | オーストラリア籍 ネパール籍 |
| 上道支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | ベトナム籍 |
| 興除支所 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 | インドネシア籍 |
| 藤田支所 | 韓国・朝鮮籍 | 中国籍 | ブラジル籍 |
| 御津支所 | ブラジル籍 | 中国籍 | ベトナム籍 |
| 灘崎支所 | 中国籍 | 韓国・朝鮮籍 | フィリピン籍 ベトナム籍 |
| 建部支所 | 中国籍 韓国・朝鮮籍 | ブラジル籍 | インドネシア籍 |
| 瀬戸支所 | 中国籍 | ブラジル籍 | 韓国・朝鮮籍 ベトナム籍 |

多文化共生・教育の推進に関する指針の策定状況

◆政令指定都市の取り組み状況

| | 都市名 | 全体を対象とするもの | 外国籍児童・生徒を対象とするもの |
|----|------|--------------------|-------------------------------|
| 1 | 札幌 | 札幌市国際化推進プラン | — |
| 2 | 仙台 | 仙台市多文化共生推進行動計画 | — |
| 3 | 千葉 | 千葉市国際化推進基本計画 | — |
| 4 | さいたま | さいたま市国際化推進基本計画 | — |
| 5 | 川崎 | 川崎市多文化共生社会推進指針 | 川崎市外国人教育基本方針 |
| 6 | 横浜 | (策定中) | — |
| 7 | 静岡 | 静岡市国際化推進計画 | — |
| 8 | 名古屋 | 名古屋市国際協力推進大綱 | — |
| 9 | 京都 | 京都市国際化推進大綱 | 京都市立学校外国人教育方針 |
| 10 | 大阪 | 大阪市外国籍住民施策基本指針 | 在日外国人教育基本方針 ～多文化共生の教育を旨して～ |
| 11 | 堺 | 堺市国際化基本指針 | — |
| 12 | 神戸 | 神戸市地域国際化基本指針 | 在日外国人児童生徒にかかわる 指導について |
| 13 | 広島 | 広島市多文化共生のまちづくり推進指針 | 在日外国人の児童生徒に関する教育 の指導指針 |
| 14 | 北九州 | 北九州市国際政策推進大綱 | — |
| 15 | 福岡 | 福岡市国際化推進計画 | 在日外国人の人権に関する学校教育 指導指針 |

*多文化共生推進に関わる指針・計画については、単独のものを設けていないところは、国際化推進プランなどに盛り込むかたちで対応している。

2007年(平成19年)3月
編集 岡山市外国人市民会議
発行 岡山市市民局 国際課

〒700-8544 岡山市大供1-1-1
TEL.086-803-1112 FAX.086-225-5408
